

(案)

電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について

201●●●●●産局第●号
201●●●●●資庁第●号
環地温発第1●●●●●号
平成2●年●月●日

経済産業省産業技術環境局長
資源エネルギー庁長官
環境省地球環境局長

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年3月29日経済産業省令・環境省令第3号。以下「算定省令」という。）第2条第4項の規定に基づき経済産業大臣及び環境大臣が公表する係数及び温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「報告命令」という。）第20条の2の規定に基づき経済産業大臣及び環境大臣が公表する係数の算出及び公表について、下記のとおり定める。

なお、「電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（20150325産局第13号・20150325資庁第1号・環地温発第1503306号）は、平成2●年●月●日をもって廃止する。

記

1. 総論

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）及びこれに基づく命令等に基づき、特定排出者（温対法第26条に基づき温室効果ガス算定排出量の報告を行う者をいう。以下同じ。）が事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を国に報告する際、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量については、原則として国が公表した電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第107号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者（以下単に「小売電気事業者」という。）及び同項第9号に規定する一般送配電事業者（以下単に「一般送配電事業者」という。）以下同じ。）ごとの排出係数を用いて算定することとされている。

（以下略）

（1）～（5） （略）

（6）実排出係数及び調整後排出係数の公表までの手続

排出量算定対象年度において、以下の手続により、事業者別の実排出係数及び調整後排出係数を公表する。

【手続】

① 電気事業者は、係数算出対象年度における実二酸化炭素排出量、調整後二酸化炭素排出量及び販売電力量を基に事業者別の実排出係数及び調整後排出係数を算出し、算出結果を裏付ける資料（以下「根拠資料」という。）とともに経済産業省及び環境省に提出する。

また、メニュー別排出係数の公表を希望する電気事業者は、事業者別の実排出係数、調整後排出係数及びメニュー別排出係数を算出し、算出の結果を根拠資料とともに経済産業省及び環境省に提出する。

※ 算出した実排出係数、調整後排出係数及び根拠資料の提出は、特定排出者の排出量算定対象年度に電気の小売供給実績のある電気事業者が行うものとする。（ただし、電気の小売供給実績がない電気事業者であっても、固定価格買取制度により買取した電気を他の電気事業者に相対契約により卸販売を行った場合 又は卸電力取引市場において卸販売を行った場合 には、卸販売先と卸販売量を表 1 3 の 2 に記載して経済産業省及び環境省に提出するものとする。）

※ 電気事業者は、調整後二酸化炭素排出量の調整に用いた国内及び海外認証排出削減量等の排出量調整無効化等に係る情報についても根拠資料として経済産業省及び環境省に提出するものとする。

※ 日本卸電力取引所を介して行う電気の販売（以下「取引所販売」という。）を電気の発電に供された事業所を明確にして行った電気事業者については、当該取引所の実排出係数の作成（別紙 4 参照）の用に供するため、経済産業省及び環境省に提出した根拠資料のうち表 6 の 2 を当該取引所に提出して、内容確認を受けることとする。

②・③ （略）

（ 7 ） （略）

2. 実二酸化炭素排出量の算定方法

（略）

（ 2 ） （略）

ア （略）

イ 電源は特定できないが、事業者又は事業所（以下「事業者等」という。）単位の情報から算定できる場合

受電電力量に事業者等ごとの実排出係数を乗じて算定する。

なお、事業者等ごとの実排出係数としては以下のものが考えられる。

① 日本卸電力取引所の実排出係数

日本卸電力取引所の実排出係数の算出は別紙4に定める方法による。

② 発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者（以下「発電者」という。）

自家発電事業者等の事業所別の実排出係数

契約等に基づき、調達した電気の発電に供された事業所が特定される場合については、事業所単位で算出された実排出係数を用いることができる。当該事業所単位の実排出係数は、係数算出対象年度に当該事業所において発電のために投入した算定省令別表第1に定める燃料の使用量に燃料種ごとの単位発熱量、燃料種別排出係数及び4.4/1.2を乗じたものを当該事業所で発電した電気の量で除することにより発電者自家発電事業者等が算出し、算出の結果を電気事業者に提供する。

③ 電気事業者及び発電者自家発電事業者等の事業者別の実排出係数

調達した電気について、調達先の事業者別の実排出係数（電気事業者にあつては使用端二酸化炭素排出係数。発電者自家発電事業者等にあつては発電端二酸化炭素排出係数。）が得られる場合は、これを用いて算出する。この場合、電気事業者の事業者別の実排出係数については、国による公表が行われているか否かに関わらず、国が定める算出方法に従って前年度の実績値を用いて算出された排出係数を用い、発電者自家発電事業者等の事業者別の実排出係数については、係数算出対象年度の係数を用いることとする。

また、同一事業者からの調達について、事業所単位の実排出係数と事業者単位の実排出係数の両方を用いて自らの実排出係数を算出する場合には、当該事業所単位の実排出係数に乗じた受電電力量を控除した電力量を事業者単位の実排出係数に乗じるものとする。

注) 発電者自家発電事業者等が事業者別の実排出係数と事業所別の実排出係数の両方を算出して電気事業者に提供する場合には、事業者別の実排出係数の算出に当たり、電気事業者が事業所別の実排出係数を用いて実排出係数を算出した電気に相当する燃料の使用量及び発電した電気の量を控除する。

注) 計画値同時同量制度を採用している場合の発電者発電事業者から供給を受けた電気に係る実二酸化炭素排出量については、①発電者発電事業者と小売電気事業者の間の卸売契約に基づき計画どおりの発電量が供給されたと見なし算定する方法、又は②発電者発電事業者が供給する卸電力量の電源構成に基づき算出する方法のいずれかを用いて算出することとする。

注) 小売電気事業者が発電バラシンググループから調達した電気に係る実排出係数については、当該発電バラシンググループの発電量調整供給契

約単位の平均係数を使用することとする。

なお、調達先との間で締結した契約において特定の発電所から電気を調達することとしている場合には、その当該調達に係る電力量は発電量調整供給契約単位の平均係数算出上、控除するものとする。

注) 電気事業者が一般送配電事業者からインバランス供給された電気に係る実排出係数については、一般送配電事業が算出し、国が公表する係数又は全国平均係数を使用することとする。(沖縄地域については、原則、沖縄電力(株)が算出し、国が公表する一般送配電事業者の係数を使用することとする。)

ウ (略)

(3) (略)

3. 調整後二酸化炭素排出量の調整方法

(略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 固定価格買取調整二酸化炭素排出量

別紙8に定める方法により固定価格買取調整二酸化炭素排出量を算定し、その内訳を表13に記載して提出する。

他の電気事業者との間で固定価格買取制度による買取電気の卸売買がある場合には、表13の2にその内訳を記載して提出する。

また、固定価格買取制度により買取した電気を卸電力取引市場において卸販売を行った場合も、表13の2にその内訳を記載して提出する。

4. メニュー別排出係数の算出方法

(略)

5. 把握率の算出と公表

(略)

6. 前年度報告との比較・分析

(略)

7. 算出方法等を変更する場合の手続

(略)

8. 係数及び根拠資料の再提出について

国が提出を受けた実排出係数及び調整後排出係数の報告について、算定式の変更や計算の誤り等によりその報告された内容が適切でないと認められるときは、その内容について必要な修正、その他必要な措置をとることを求めることができる。

日本卸電力取引所の係数の算出方法について

1. 基本的考え方

- 日本卸電力取引所の係数は、取引所で約定された事業者の事業者別の実排出係数を約定した電力量（以下「約定電力量」という。）に応じて加重平均することによりこれを算出する。

$$\text{取引所の係数} = \sum \left\{ \text{事業者別の実排出係数等} \times \left(\frac{\text{事業者の年間約定電力量}}{\sum \text{事業者の年間約定電力量}} \right) \right\}$$

- 日本卸電力取引所の係数は、電気事業者が事業者別の実排出係数を算出する年度（係数算出対象年度）の前年度の実績を用いてこれを算出する。
 - ※ 例えば、特定排出者が平成28年度排出量を算定するに当たっては、平成27年度の事業者別の実排出係数を使用することになるが、当該係数を算出するために使用される卸電力取引所の係数は、平成26年度の事業者別の実排出係数及び事業者別約定電力量に基づき算出される。
- 日本卸電力取引所において取引が実施されている分散型・グリーン売電市場における約定電力量は、取引所の係数の算出には含めないものとする。
 - ※

2. 算出に係る諸元について

(1) 事業者別の実排出係数等

- ア 国が事業者別の実排出係数を公表している電気事業者で、取引所販売を、発電所を明確にして行っている場合
各電気事業者の約定電力量に応じた加重平均値を使用。
（加重平均値は電気事業者が以下の数式により算出し、内訳とともに表6の2に記載し、取引所に提出する。取引所は、内訳を確認したうえ加重平均値を使用する。）

$$\text{取引所販売に係る係数} = \sum \left\{ \begin{array}{l} \text{取引所販売に係る} \\ \text{発電所の実排出係数}^{(注)} \end{array} \times \left(\frac{\text{取引所販売に係る発電所の年間約定電力量}}{\sum \text{取引所販売に係る発電所の年間約定電力量}} \right) \right\}$$

(注)

通達本文2. (2)イ記載の方法により算定した実二酸化炭素排出量に係る実排出係数は表6記載の係数を使用し、通達本文2. (1)及び(2)記載の方法により算定した実二酸化炭素排出量に係る実排出係数は表1～4記載の実二酸化炭素排出量のうち取引所販売に係る発電所の排出量を当該発電所の発電電力量又は当該発電所からの受電電力量で除して算出した

係数を使用する。

イ 国が事業者別の実排出係数を公表している電気事業者で、取引所販売を、発電所を明確せずに行っている場合
公表された事業者別の実排出係数を使用。

ウ 国が事業者別の実排出係数を公表していない場合(含む~~発電者発電事業者、
自家発電事業者等~~)

取引所で約定した事業者に対して今般設定された算出方法に従い算出された当該約定電力量に係る事業者別の実排出係数の提供を求め、これを使用する。

(2) 約定電力量

約定電力量は、当該事業者が 1 年間に約定したスポット取引の電力量と先渡定型取引の電力量を合算し、分散型・グリーン売電市場の約定電力量は含めない。

固定価格買取調整二酸化炭素排出量の算出方法について

固定価格買取調整二酸化炭素排出量は以下の式により算出するものとする。

$$\text{固定価格買取調整二酸化炭素排出量} = \text{固定価格買取調整電力量} \times \text{全国平均係数}^{(注1)}$$

また、固定価格買取調整電力量は、以下の式で算出される量とする。

$$\text{固定価格買取調整電力量} = \frac{\text{固定価格買取制度による} - \text{固定価格買取制度による}}{\text{当該電気事業者買取電力量}^{(注2)} \quad \text{買取電力量(全国総量)}^{(注3)}} \times \frac{\text{当該電気事業者販売電力量}^{(注4)}}{\text{販売電力量(全国総量)}^{(注5)}}$$

(注1)

固定価格買取調整二酸化炭素排出量の算出に用いる全国平均係数は、毎年度経済産業省が公表する数値を用いるものとする。なお、当該数値は、前年度に告示した排出係数にかかる各社提出書類の記載情報をもとに加重平均(CO₂ 排出量総量÷販売電力量総量)して算出するものとする

(注2)

固定価格買取調整電力量の算出に用いる固定価格買取制度による当該電気事業者買取電力量は、再生可能エネルギー法費用負担調整機関が発行する「固定価格買取制度に係る交付金交付決定通知書」記載の「交付金の対象となる調達電力量」の年度合計値とする。

なお、固定価格買取制度により買取した電気を他の電気事業者に相対契約により卸販売した場合 又は卸電力取引市場において卸販売を行った場合 には自社買取電力量から当該卸販売量を控除するとともに、固定価格買取制度により買取した電気を他の電気事業者から相対契約により卸購入した場合には自社買取電力量に当該卸販売量を加算することとする。

(注3、4、5)

固定価格買取調整電力量の算出に用いる販売電力量(全国総量)及び各電気事業者の販売電力量及び固定価格買取制度による買取電力量(全国総量)は、毎年度経済産業省が公表する数値を用いるものとする。

「発電に伴い排出された実二酸化炭素排出量」の算定根拠資料
(平成〇〇年度実績)

会社名

○受電電力量及び事業者等別実二酸化炭素排出係数が判明する場合(固定価格買取制度で電気調達したものを除く)

$$\text{受電電力量} \times \text{事業者等別実二酸化炭素排出係数}^{\ast} = \text{CO}_2\text{排出量}$$

※ 発電者の事業所別排出係数、取引所の係数も含む

事業者の名称 ^{注)}	受電電力量 (10 ³ kWh)	事業者等別実二酸化炭素排出係数 (t-CO ₂ /kWh)	CO ₂ 排出量 (10 ³ t-CO ₂)
小計	0	-	0.000

注) 契約等により事業所を特定できる場合は事業所名まで記載。

○受電電力量は判明するが事業者等別CO₂排出係数が判明しない場合(固定価格買取制度で電気調達したものを除く)

$$\text{受電電力量} \times \text{代替値}^{\ast} = \text{CO}_2\text{排出量}$$

※ 排出量が把握できない事業者に対してのみ用いる係数

事業者の名称	受電電力量 (10 ³ kWh)	代替値 (t-CO ₂ /kWh)	CO ₂ 排出量 (10 ³ t-CO ₂)
小計	0	-	0.000

「卸電力取引所を介した電気の販売を行い約定した電気」の係数
(平成〇〇年度実績)

会社名

○取引所販売にかかる電気の発電事業所の電力量、CO₂排出量
(当該発電事業所が明確な場合)

$$\text{受電電力量} \times \text{事業所等の実二酸化炭素排出係数}^{\ast} = \text{CO}_2\text{排出量}$$

※ 発電者の事業所別排出係数も含む

取引所販売にかかる電気の発電事業所の名称	取引所販売電力量 (10 ³ kWh)	発電事業所の実二酸化炭素排出係数 (t-CO ₂ /kWh)	CO ₂ 排出量 (10 ³ t-CO ₂)
小計	0	—	0.000

○「取引所販売にかかる電気」の係数(加重平均値)

$$\sum \left\{ \text{取引所販売にかかる事業所の実排出係数} \times \left[\frac{\text{取引所販売にかかる事業所の年間約定電力量}}{\sum \text{取引所販売にかかる事業所の年間約定電力量}} \right] \right\}$$

取引所販売にかかる電気にかかる排出係数 (t-CO ₂ /kWh)	0.000
---	-------

「固定価格買取制度による自社の買取電力量」にかかる卸売買の内訳
(平成〇〇年度実績)

会社名

①FIT買取電力量(交付金対象) + ②卸調達量 - ③卸販売量 = 自社・FIT買取電力量
(→表13に記載)

① 固定価格買取制度による自社の買取電力量(交付金の対象となるもの)

	買取電力量 (10 ³ kWh)
小計	

② 電気事業者^{注)}からの相対契約による卸調達量の内訳

注) 当該年度において卸供給実績があるものの小売供給実績がない電気事業者も含む

事業者の名称	受電電力量 (10 ³ kWh)
小計	0

③ 上記①および②のうち電気事業者^{注)}への相対契約による卸販売量又は卸電力取引市場における卸販売量の内訳

注) 当該年度において卸供給実績があるものの小売供給実績がない電気事業者も含む

事業者の名称	送電電力量 (10 ³ kWh)
小計	0

<計算結果>

表13に記載にするべき「固定価格買取制度による自社の買取電力量」(①+②-③)

	買取電力量 (10 ³ kWh)
小計	0